

「6 煙火消費許可申請の手引」の改正概要

1 改正内容

- (1) 「1.花火大会開催までの準備等」について、危険予防の方法（記載例）に無人航空機の飛行が保安距離内で確認された場合は、中断する旨を記載する。
- (2) 「3.その他の許可申請・届出・通報等」について、煙火の打揚げの問い合わせ先及び電話番号を変更する。
- (3) 手引中、「中止」「中断」等の文言について、「5.千葉県内における煙火消費の中断又は中止に関する指針」における表現を基準として、文言を訂正する。

2 指針改正日

令和7年4月1日（火）